

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。(熊本県指定第4370102594 号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次の通り説明します。

※ 当施設の入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3から5」と認定された方が対象となります。ただし、「要介護1又は2」であっても市町村等からの意見を踏まえ、特例入所の要件を満たしている方が対象となります。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人諒和会
- (2) 法人所在地 熊本市西区松尾町近津1361番地
- (3) 電話番号 096-311-4333
- (4) 代表者氏名 理事長 菊地 徹
- (5) 設立年月日 平成12年10月12日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
平成13年7月18日 指定 熊本県4370102594号
- (2) 施設の目的 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な介護福祉施設サービスを提供します。
この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホームさくらの苑
- (4) 施設の所在地 熊本市西区松尾町近津1361番地
- (5) 電話番号 096-311-4333
- (6) 施設長 氏名 本山 禎久
- (7) 当施設の運営方針
当施設のキーコンセプトは「日本人の心」であり、運営理念としては、「ありがとうの心をさりげないやさしさに」を掲げています。この理念の元、日本人としての日常生活環境の確保とともに、入所者・利用者の意思及び人格を尊重し、明るく家庭的な雰囲気を有し、快適な生活の場を確保するよう努めます。しかし施設の目的にもあるとおり、能力に応じた自立への支援も必要であり、また共同生活の場でもあることから、そのために必要なことは必要なこととして、大局的見地から実施してまいります。加えて、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、地域福祉の拠点として職員一丸となって邁進して行きます。
- (8) 開設年月日 平成13年7月23日
- (9) 入所定員 50人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では、以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として契約者の心身の状況等により当施設で判断の上決定させていただきます。ただし、契約者の心身等の状況の変化により居室を変更する場合があります。

居室・設備の種類	室 数	備 考
2人部屋	11室	ベッド・家具一人あたり各1台、トイレ設備2室
4人部屋	7室	ベッド・家具一人あたり各1台
合 計	18室	
食 堂	1室	
機能訓練室	1室	歩行訓練・上肢訓練・下肢訓練
浴 室	1室	機械浴・特殊浴槽
医 務 室	1室	医療法上の診療所

※ 上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備のご利用にあたって、ご契約に特別にご負担いただく費用はありません。

(2) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

当施設にはこれに該当する施設・設備はありません。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞（職員の配置については、指定基準を遵守していますが、雇用の体制により常勤換算数に変更になる場合があります。）

職 種 常勤換算 指定基準

職 種	常 勤 換 算	指 定 基 準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	16名以上	16名
3. 生活相談員	1名以上	1名
4. 看護職員	3名以上	2名
5. 機能訓練指導員	1名	1名
6. 介護支援専門員	1名以上	1名
7. 医 師	非常勤として1名	1名
8. 栄養士	1名以上	1名

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数で除した数

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では1名（8時間×5名÷40時間＝1名）

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	13：00～17：30 非常勤兼務（週1回）
2. 介護職員	早出 ①7：00～16：00 ②7：30～16：30 ③8：00～17：00 日中 ①8：30～17：30 ②9：00～18：00 ③9：30～18：30 遅出 10：00～19：00 夜間 16：00～10：00
3. 看護職員	早出 ①7：00～16：00 ②7：30～16：30 ③8：00～17：00 日中 ①8：30～17：30 ②9：00～18：00 ③9：30～18：30 遅出 10：00～19：00
4. 機能訓練指導員	9：00～18：00

☆医師及びその他の職員の勤務体制は、変更になる場合があります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して、以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては利用料金の通常 9 ～ 7 割が介護保険から給付されます
<サービスの概要>

① 食事の介護

- ・当施設では、管理栄養士の栄養ケアマネジメントにより、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援の為離床して食事をとって頂くことを原則としています。

② 入 浴

- ・入浴又は清拭を週 2 回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排 泄

- ・排泄の自立を促すため契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・医師や看護師が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活がおくれるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

☆ これらサービスの利用料金については、介護福祉施設サービス利用料のほか、初期加算等の各種加算がありますので、末尾の利用料金表をご覧ください。

- ☆ ご契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

- ① 食事の提供
ご契約者に提供する食事の材料費及び調理にかかる費用です。介護保険負担限度額認定証の有無等により、金額が違いますので、末尾の利用料金表をご覧ください。
- ② 居住の提供
当施設及びその設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額をご負担いただきます。当施設では多床室の料金を適用しますが、介護保険負担限度額認定証の有無等により、金額が違いますので、末尾の利用料金表をご覧ください。
- ③ 特別な居室
当施設にはありません。
- ④ 特別な食事
ご契約者の希望により選択された特別な食事の提供に要する材料費及び調理にかかる費用です。

毎月1回の行事特別食（正月・誕生祭等）	1食	400円追加
毎月1回のおやつバイキング	1回	500円
- ⑤ 理髪・美容 業者からの請求実費
[理美容サービス]
理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。
- ⑥ 貴重品管理 利用料金：1ヶ月あたり2000円
ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は以下のとおりです。
 - 管理の形態：施設の機械警備付耐火金庫における管理
 - お預かりできるもの：預貯金通帳と印鑑、有価証券、年金証書
 - 保管管理者：施設長
 - 出納方法：手続きの概要は以下のとおりです。
 - ・ 預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
 - ・ 保管管理者は、上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ⑦ 日常生活上必要となる諸費用 実費
おむつ代を除く日常生活の身の回り品の購入代金等、ご契約者の日常生活に要する費用で代行して購入した物品等の購入代金を立替払いし、ご請求いたします。
 - 日常生活の身の回り品（歯ブラシ・歯磨き粉・ティッシュ等）
 - 健康管理費（医療費・インフルエンザ予防接種等）
 - 私物の洗濯代（外部のクリーニング店が行なうもの）

ご契約者の洗濯物について、水洗い可能な物の範囲で、洗濯サービスを無料で
行います。それ以外の洗濯物については、ご自宅へのお持ち帰りもしくは、
ご契約者の費用負担でクリーニング店等専門業者へ依頼する事ができます。

- ⑧ レクリエーション、クラブ活動 材料費等実費
ご契約者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただく
ことができます。費用については、利用及び購入時に施設が立替払いを行い、材
料費等の実費請求となります。
- ⑨ 複写物の交付 1枚につき 20円
契約者等は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できるほか、当法人
の個人情報保護に関する規程に基づき、情報の開示が請求できます。
- ⑩ おやつを提供 日額100円
ご契約者の希望によりおやつを提供した場合は、日額100円をご負担頂きます。
- ⑪ 持込電気製品 1品目 日額20円
ご契約者の希望により、施設が許可した個人使用の電気製品の持込ができます。
持込の電気製品の電気代は、日額20円/1品目をご負担いただきます。
- ⑫ 契約書第21条に定める所定の料金
ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日か
ら現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

契約者の要介護度 料 金	要介護度1 5890円	要介護度2 6590円	要介護度3 7320円	要介護度4 8020円	要介護度5 8710円
-----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する
ことがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う前
にご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用は、1カ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌
月15日までに、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間の
サービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 窓口での現金支払い(月曜日～金曜日 9:00～17:00まで)	
イ. 下記指定口座への振り込み	いずれの場合も手数料は払込人の負担です
肥後銀行本店営業部	普通預金No.2574512 社会福祉法人諒和会
ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし (各金融機関口座がご利用になれます)	

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療
や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院
治療を保障するものではありません。又、下記医療機関での診療・入院治療を義務づ
けるものでもありません。)

薬剤の提供に関しては、当法人あるいは協力医療機関が選定させていただきますが
ご契約者の希望により変更される場合は、この限りではありません。

①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 アクティブエイジング研究所 小山内科クリニック
所 在 地	熊本市中央区城東町4-7グランガーデン熊本ビル2F
診 療 科	内科・糖尿病内科・内分泌内科・代謝内科・循環器内科

医療機関の名称	医療法人 朝日野会 十善病院
所在地	熊本市中央区南熊本3-6-34
診療科	内科 循環器内科 消化器内科 呼吸器内科 血液内科 外科 整形外科 リウマチ科 糖尿病・代謝内科 リハビリテーション科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人 緒方会 緒方歯科医院
所在地	熊本市中央区保田窪1丁目9-52-101

6. 施設を退所していただく場合

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。（契約書第15条参照）

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立・要支援又は要介護1・2と判定された場合（ただし、特例入所が認められる場合は除く）
 - ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
 - ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
 - ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
 - ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- (1) 契約者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)(契約書第16条、第17条参照)
- 契約の有効期間であっても、契約者から当施設の退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の14日前までに解約届出書をご提出下さい。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。
- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
 - ② 施設の運営規程の変更に同意できない場合
 - ③ ご契約者が入院された場合
 - ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
 - ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
 - ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合
- (2) 事業者からの申出により退所していただく場合(契約解除)(契約書第18条参照)
- 以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくこともあります。
- ① ご契約者が、契約締結時に、その心身の状況及病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ② ご契約者によるサービス利用料金の支払いが3カ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にも拘らずこれが支払われない場合

- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物、信用等を傷つけ、健康を害し、又は著しい不信行為あるいは秩序破壊行為を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ④ ご契約者が連続して3カ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合又は3カ月を待たず医師より退院が困難と判断された場合
 - ⑤ ご契約者が介護老人保健施設もしくは介護医療院に入所した場合
 - ⑥ ご契約者が自傷行為を繰り返す等、自殺をする危険性が極めて高く、事業者によって相当の努力を払ってもこれを防止できない場合。
 - ⑦ ご契約者から他の利用者及び職員等に対してハラスメント行為がみられ、重大な影響を及ぼす恐れがあり、改善の見込みがない場合。
- (3) 契約者が病院等に入院した場合の対応について（契約書第20条参照）
当施設に入所中に、医療機関への入院の必要性が生じた場合の対応は、以下のとおりです。
- ① 検査入院等、短期入院の場合
1ヶ月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び当施設に入所することができます。ただし、入院期間中であっても所定の居住費その他必要な利用料金をご負担いただきます。
外泊時費用加算 246円/日（自己負担額）
 - ② 上記期間を越える入院の場合
上記短期入院の期間を越える入院については、3カ月以内に退院された場合には退院後再び施設に入所する事ができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に当施設の受入準備が整っていない時には、併設された短期入所生活介護の居室等をご利用頂く場合があります。尚、短期入院の期間内は、上記と同様所定の居住費その他必要な利用料金をご負担頂きます。
 - ③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合
3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。
- (4) 円満な退所のための援助
ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な、以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。
- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
 - 居宅介護支援事業者の紹介
 - その他、保健、医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 衛生管理等について

- (1) 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

- ② 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施します。
- ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

8. 非常災害対策について

- (1) 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。
- (2) 防火管理者は、当施設の施設長をもってあて、火元責任者には当施設の各設備の担当者をもってあてることとします。
- (3) 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行います。
- (4) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会います。
- (5) 非常災害用の設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- (6) 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施します。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回
 - ② 入所者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・・・・年1回
 - ③ 非常災害用の設備の使用方法の徹底・・・・・・・・・・・・・随時
- (7) 風水害、地震その他法面崩壊等の非常災害に備え、本施設の立地する地域の自主防災クラブ又は消防団と日常的な情報交換等の連携を図り、必要に応じ共同して訓練を実施します。
- (8) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

9. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 事故発生時の対応方法について

当施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとします。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備します。
- (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）及び従業者に対する研修を定期的に行います。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置しています。
- (5) 当施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに熊本市、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (6) 当施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- (7) 当施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、施設が十分な注意を払っている場合はこの限りではありません。

1 1. 身体拘束等の禁止について

- (1) 当施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- (2) 当施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (3) 当施設は、身体的拘束等の適正化を図る為、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
 - ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
 - ③ 介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化の為の研修を定期的の実施します。

1 2. 虐待の防止のための措置に関する事項

当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待のための研修を定期的の実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (5) 当施設は、サービス提供中に、従業者による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 3. 身元引受人（契約書第25条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いします。身元引受人は入所契約が終了したあと当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて「残置物引取人」となっていただきます。尚、残置物の引き渡しにかかる費用については、ご契約者又は「残置物引取人」にご負担いただきます。また、ご本人と連帯した債務の保証及び契約の成立の追認をしていただきます。但し、債務上限は24ヶ月分とします。債務に含まれる内容は、介護保険給付対象サービス及び介護保険給付対象外サービス（食事提供費・居住費）料金とします。

1 4. 苦情の受付けについて（契約書第26条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、以下の専門窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 職 名 生活相談員 担当者 永津 輝安
 - 受付時間 毎週 月曜日 ～ 金曜日 9:00～17:00
- 又、苦情受付ボックスを2階介護ステーションに設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

熊本市介護事業指導課	所在地 熊本市中央区手取本町1-1 電話番号 096-328-2793 受付時間 8:30～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 熊本市東区健軍1-18-7 電話番号 096-365-0329 受付時間 8:30～17:00
第三者委員	吉田 精悟 電話番号 090-1084-6666 森崎 千晶 電話番号 090-2390-6313 受付時間 10:00～18:00

15. 施設利用にあたっての留意事項

- (1) 来訪者は面会簿へご記入下さい。面会時間は以下の通りとなります。
但し、感染症等が施設内で発生時は、制限をさせていただく場合がございます。
【月曜日～土曜日】9:00～18:00 【日曜日】10:00～16:00
- (2) 外出・外泊の際には届出書に必ずご記入下さい。
- (3) 決められた場所以外での喫煙はご遠慮下さい。
- (4) 施設内の設備・器具は居室内のものも含め本来の用法に沿ってご利用下さい。
これに反したご利用により破損等が生じた場合は、実費を弁償していただきます
- (5) 飲酒については、事業者が特に認めた行事の場合以外はご遠慮下さい。
- (6) 騒音等、他の利用者に対して迷惑になる行為はご遠慮ください。ラジオ等の聴取に関してはイヤホンをご使用ください。また、むやみに他の利用者の居室に立ち入らないで下さい。
- (7) 当施設では、自立援助のために引きこもり防止を図っていますので、居室内へのテレビの持ち込みはご遠慮ください。テレビの視聴は、談話コーナーに三箇所用意しております。ただし、施設が必要と認め許可した場合は除きます。
- (8) 所持金品は、自己の責任において管理して下さい。
- (9) 施設内での他の利用者に対する宗教活動並びに執拗な政治活動はご遠慮下さい
- (10) 施設内でのペットの飼育はできません。
- (11) 施設内で他の利用者及び職員等に対するハラスメント行為は行わないで下さい

指定介護老人福祉施設利用料金表(1日あたり)

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用の自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

■介護保険給付対象サービス

要介護度	介護福祉施設利用料	介護保険給付額	利用者自己負担額(基本サービス費)		
			1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要介護1	5890円	5301円	589円	1178円	1767円
要介護2	6590円	5931円	659円	1318円	1977円
要介護3	7320円	6588円	732円	1464円	2196円
要介護4	8020円	7218円	802円	1604円	2406円
要介護5	8710円	7839円	871円	1742円	2613円
加算名		単位	自己負担額		
			1割	2割	3割
日常生活継続支援加算		36単位/日	36円	72円	108円
看護体制加算(Ⅰ)		6単位/日	6円	12円	18円
看護体制加算(Ⅱ)		13単位/日	13円	26円	39円
夜勤職員配置加算(Ⅰ)		22単位/日	22円	44円	66円
夜勤職員配置加算(Ⅲ)		28単位/日	28円	56円	84円
生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位/3月	100円	200円	300円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位/月	200円	400円	600円
*個別機能訓練算定時		100単位/月	100円	200円	300円
個別機能訓練加算(Ⅰ)		12単位/日	12円	24円	36円
個別機能訓練加算(Ⅱ)		20単位/月	20円	40円	60円
個別機能訓練加算(Ⅲ)		20単位/月	20円	40円	60円
ADL維持等加算(Ⅰ)		30単位/月	30円	60円	90円
ADL維持等加算(Ⅱ)		60単位/月	60円	120円	180円
若年性認知症入所者受入加算		120単位/日	120円	240円	360円
常勤医師配置加算		25単位/日	25円	50円	75円
精神科医療養指導加算		5単位/日	5円	10円	15円
障害者生活支援体制加算(Ⅰ)		26単位/日	26円	52円	78円
障害者生活支援体制加算(Ⅱ)		41単位/日	41円	82円	123円
外泊時費用加算		246単位/日	246円	492円	738円
居宅サービスを利用した時		560単位/日	560円	1120円	1680円
初期加算		30単位/日	30円	60円	90円
退所前連携加算		500単位/日	500円	1000円	1500円
相談前訪問相談援助加算		460単位/日	460円	920円	1380円
相談後訪問相談援助加算		460単位/日	460円	920円	1380円
退所時相談援助加算		400単位/日	400円	800円	1200円
退所時情報提供加算		250単位/回	250円	500円	750円
栄養マネジメント強化加算		11単位/日	11円	22円	33円
再入所時栄養連携加算		200単位/回	200円	400円	600円

退所時栄養情報連携加算	70単位/回	70円	140円	210円
経口移行加算	28単位/日	28円	56円	84円
経口維持加算（Ⅰ）	400単位/月	400円	800円	1200円
経口維持加算（Ⅱ）	100単位/月	100円	200円	300円
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90単位/月	90円	180円	270円
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110単位/月	110円	220円	330円
療養食加算	6単位/回	6円	12円	18円
協力医療機関連携加算（Ⅰ）	50単位/月	50円	100円	150円
協力医療機関連携加算（Ⅱ）	5単位/月	5円	10円	15円
特別通院送迎加算	594単位/月	594円	1188円	1782円
新興感染症等施設療養費	240単位/日	240円	480円	720円
配置医師緊急時対応加算（早朝・夜間）	650単位/日	650円	1300円	1950円
配置医師緊急時対応加算（深夜）	1300単位/日	1300円	2600円	3900円
配置医師緊急時対応加算 （早朝・夜間及び深夜を除く）	325単位/回	325円	650円	975円
看取り介護加算（Ⅱ） 死亡日以前31日以上45日以下	72単位/日	72円	144円	216円
看取り介護加算（Ⅱ） 死亡日以前4日以上30日以下	144単位/日	144円	288円	432円
看取り介護加算（Ⅱ） 死亡日前日及び前々日	780単位/日	780円	1560円	2340円
看取り介護加算（Ⅱ）死亡日	1580単位/日	1580円	3160円	4740円
在宅復帰支援機能加算	10単位/日	10円	20円	30円
在宅・入所相互利用加算	40単位/日	40円	80円	120円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3単位/日	3円	6円	9円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4単位/日	4円	8円	12円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位/日	200円	400円	600円
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	150単位/月	150円	300円	450円
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	120単位/月	120円	240円	360円
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3単位/月	3円	6円	9円
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13単位/月	13円	26円	39円
排せつ支援加算（Ⅰ）	10単位/月	10円	20円	30円
排せつ支援加算（Ⅱ）	15単位/月	15円	30円	45円
排せつ支援加算（Ⅲ）	20単位/月	20円	40円	60円
自立支援促進加算	280単位/月	280円	560円	840円
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40単位/月	40円	80円	120円
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50単位/月	50円	100円	150円
安全対策体制加算（初日のみ）	20単位/日	20円	40円	60円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10単位/月	10円	20円	30円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5単位/月	5円	10円	15円
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100単位/月	100円	200円	300円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10単位/月	10円	20円	30円

身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の10%減算			
栄養マネジメント未実施減算	14単位/日減算			
安全管理体制未実施減算	5単位/日減算			
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算			
業務継続計画未実施減算	所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算			
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位/日	22円	44円	66円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18単位/日	18円	36円	54円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6単位/日	6円	12円	18円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に14.0%を乗じた額			
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に13.6%を乗じた額			
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数に11.3%を乗じた額			
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数に9.0%を乗じた額			

■加算要件

- ① 日常生活継続支援加算
認知症高齢者等が一定割合以上入所してかつ介護福祉士資格を有する職員を一定の割合配置
- ② 看護体制加算
常勤の看護師配置と、一定以上の看護師配置をしている場合
- ③ 夜勤職員配置加算
夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置
- ④ 生活機能向上連携加算
自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリ専門職と連携し、訓練を実施した場合
- ⑤ 個別機能訓練加算 ※（Ⅲ）のみ新設
機能訓練指導員により個別機能訓練計画を実施した場合
- ⑥ ADL 維持等加算
利用者の日常生活動作（ADL）を Barthel Index(バーセルインデックス)*という指標を用いて、6月ごとの状態変化がみられた場合
* Barthel Index(バーセルインデックス)広く用いられているADLを評価する指標です。食事、車いすからベッドへの移動、整容、トイレ動作、入浴、歩行、階段昇降、着替え、排便コントロール、排尿コントロールの10項目を5点刻みで点数化し、その合計を100点満点で評価する仕組みです。
- ⑦ 若年性認知症入所者受入加算
若年性認知症患者の特性やニーズに対応したサービス提供を行った場合
- ⑧ 常勤医師配置加算
常勤専従の医師を1名以上配置している場合
- ⑨ 精神科医療養指導加算
認知症を有する高齢者が全入所者の3分の1以上を占めていて、精神科医師の定期的な療養指導が月2回以上行われた場合
- ⑩ 障害者生活支援体制加算
入所している視覚障害者の人数や割合を満たし、専従常勤の障害者生活支援専門員を配置している場合
- ⑪ 外泊時費用加算（居宅サービスを利用した場合）
介護老人福祉施設の入所者が居宅に外泊し、特別養護老人ホーム等から居宅サービスを

提供した場合

＊ 1 月につき 6 回まで。外泊時費用を算定している場合は算定できません。

⑫ 初期加算

介護保険施設等の利用開始にあたって、入所者が施設等での生活に慣れるために行う場合。入所・入居・登録をした日から起算して 30 日以内

⑬ 退所時栄養情報連携加算 ※新設

介護保険施設から居宅、他の介護保険施設等に退所する方の栄養管理に関する情報連携が切れ目なく行われるようにする観点から、介護保険施設の管理栄養士が、介護保険施設の入所等の栄養管理に関する情報について、他の介護保険施設や医療機関等に提供する場合

⑭ 再入所時栄養連携加算

退所した利用者が再度入所した場合に、初回の入所時との栄養ケア計画の作成とは大きくことなるため、施設の管理栄養士と連携する病院の管理栄養士とが、連携して栄養ケア計画を作成した場合

⑮ 退所前訪問相談援助加算

入所期間が 1 月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師が、当該入所者の居宅等を訪問し、退所後の介護サービスについての相談援助や連絡調整等を行った場合

⑯ 退所後訪問相談援助加算

退所後 30 日以内に当該入所者の居宅等を訪問し、入所者及びその家族等への相談援助や連絡調整等を行った場合

⑰ 退所時相談援助加算

入所期間が 1 月を超えると見込まれる入所者及びその家族等に対して、退所後の介護サービスについての相談援助を行い、かつ、退所から 2 週間以内に市町村及び老人介護支援センターに対して入所者の介護状況を示す文書を添えて情報提供している場合

⑱ 退所前連携加算

入所期間が 1 月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、居宅介護支援事業者に対して入所者の介護状況を示す文書を添えて情報提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後のサービス利用に関する調整を行った場合

⑲ 退所時情報提供加算 ※新設

入所者が医療機関へ退所した場合に医療機関へ生活支援上の留意点等の情報を提供することを評価

⑳ 協力医療機関連携加算 ※新設

介護保険施設等において、定期的なカンファレンスの実施による協力医療機関＊との連携体制の構築をした場合

(1) 協力医療機関の要件①～③を満たす場合

(2) それ以外の場合

＊協力医療機関の要件

- ① 入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること
- ② 高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること
- ③ 入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること

- ②① 栄養マネジメント強化加算
管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を 50（施設に常勤栄養士を 1 人以上配置し、給食管理を行っている場合は 70）で除して得た数以上配置しており、低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師などが共同して作成した栄養ケア計画に従って、食事の観察（ミールラウンド）を週 3 回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好などを踏まえた食事の調整などを実施した場合
- ②② 経口移行加算
経管栄養の入所者ごとに経口移行計画を作成し、計画に従った栄養管理・支援を行った場合
- ②③ 経口維持加算
医師の指示に基づき、多職種が共同して、現に経口により食事を摂取する者であって摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、入所者の栄養管理をするための会議等を行い、入所者ごとに経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成し、当該計画に従い、要件を満たす多職種による支援が行われた場合
- ②④ 口腔衛生管理加算
歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に口腔ケアに関する技術的助言及び指導を月 1 回以上実施し、技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されている場合
- ②⑤ 療養食加算
療養食の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されており、入所者の年齢、心身の状態によって適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われている場合
- ②⑥ 特別通院送迎加算 ※新設
透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情がある方に対して、1 月 12 回以上、通院のため送迎を行った場合
- ②⑦ 配置医師緊急時対応加算（早朝・夜間、深夜、通常の勤務時間外の場合）
複数名の配置医師を配置、又は配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて 24 時間対応できる体制を確保しており、施設の求めに応じて、早朝、夜間又は深夜又は配置医師の通常の勤務時間外に訪問診療し、診療を行った理由を記録した場合
- ②⑧ 看取り介護加算
医師が回復の見込がないと判断した利用者に対して、人生の最期の時までその人らしさを維持できるように、利用者やご家族の意思を尊重して、医師、看護師、看護職員が連携を保ちながら看取りをする場合
- ②⑨ 在宅復帰支援機能加算
在宅復帰支援を積極的に行い、一定割合（20％）以上の在宅復帰を実現した場合
- ③⑩ 在宅・入所相互利用加算
在宅生活を継続する観点から、予め在宅期間及び入所期間を定め、当該施設の居室を計画的に利用しているおり、在宅での生活期間中の介護支援専門員と施設の介護支援専門員との間で情報交換を行い、双方合意の上、介護に関する目標及び方針を定め、入所者又はその家族等に対して当該目標及び方針の内容を説明し、同意を得ている場合
- ③⑪ 認知症専門ケア加算
認知症自立度Ⅲ以上の入所者の割合が 50％以上の施設において、認知症介護実践リーダー研修修了者を①認知症自立度Ⅲ以上の者が 20 人未満の場合は 1 人以上、②20 人以上の場合は 10 人ごとに 1 人以上配置し、認知症に関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している場合

③② 認知症チームケア推進加算 ※新設

施設における利用者の総数のうち、「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者」の占める割合が2分の1以上

「行動・心理症状の予防・出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修」を修了している者、又は「認知症介護に係る専門的な研修」および「認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修」を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる行動・心理症状に対応するチームを組んでい

る対象者個別に行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施

行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、行動・心理症状の有無・程度の定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を実施している場合

③③ 認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師により、認知症の行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であり、緊急的な入所が適当であると判断された者に対しサービスを行った場合

③④ 褥瘡マネジメント加算

褥瘡管理に係る質の向上を図るため、多職種の間により、入所者が褥瘡管理を要する要因の分析を踏まえた褥瘡ケア計画の作成（PLAN）、当該計画に基づく褥瘡管理の実施（DO）、当該実施内容の評価（CHECK）とその結果を踏まえた当該計画の見直し（ACTION）といったサイクル（以下「PDCA」という。）の構築を通じて、継続的に褥瘡管理に係る質の管理を行った場合

③⑤ 排せつ支援加算

排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより要介護状態を軽減できると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対し、多職種が共同して、排せつに介護を要する原因について分析し、分析結果に基づいた支援計画を作成、当該支援計画に基づく支援を継続的に実施した場合

③⑥ 自立支援促進加算

介護保険施設において、入所者が尊厳を保持し、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、支援計画に基づく必要な取り組みを実施した場合

③⑦ 科学的介護推進体制加算

さまざまなケアにより記録している利用者の状態像に関する情報について、科学的介護情報システム（LIFE・ライフ）へのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを実施した場合

③⑧ 安全対策体制加算（入所初日）

入所者の介護事故による怪我・死亡を防ぐために、日頃から事故防止に関する研修や情報共有の機会を定期的に行っている場合、入所者につき、入所初日に限って算定

③⑨ 高齢者施設等感染対策向上加算 ※新設

新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関（協定締結医療機関）との連携体制を構築しており、新興感染症以外の一般的な感染症*協力医療機関等と感染症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、当該協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行っている。*新型コロナウイルス感染症を含む。

感染症対策に係る一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染症対策に関する研修に参加し助言や指導を受け、又感染症対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けた場合

- ④① 新興感染症等施設療養費 ※新設
入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症*に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合
*現時点において指定されている感染症はありません
- ④② 生産性向上推進体制加算 ※新設
介護ロボットや ICT 等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行う場合
- ④③ サービス提供体制強化加算
介護福祉士の資格者等、経験豊富な職員を一定の割合配置
※サービス提供体制強化加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）又は日常生活継続支援加算のいずれかのみ算定可
- ④④ 介護職員等処遇改善加算
介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、職場環境の改善を行ったりした施設に対して支給される
- ④⑤ 身体拘束廃止未実施減算
身体拘束等の適正化を図るための措置*が講じられていない場合
*身体拘束等の適正化を図るための措置
・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催すると共に、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること
- ④⑥ 栄養マネジメント未実施減算
栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合
- ④⑦ 安全管理体制未実施減算
介護施設での事故を未然に防ぐために、強化対策（安全管理体制）を講じていない場合
- ④⑧ 業務継続計画未実施減算 ※新設
感染症や非常災害の発生時において業務継続計画（利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画の策定や、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画）を策定していない、又は業務継続計画に従って必要となる措置を講じていない場合
- ④⑨ 高齢者虐待防止未実施減算 ※新設
虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合
- ※ 上記加算自己負担額については、介護報酬指定基準に該当するサービスが行われた場合は、別途そのサービス単位が加算されます。よって、契約者の状況またはサービス提供の状況によってその有無が変わる事がある為、必ずしも全部の項目で自己負担が発生するものではありません。
- ※ ご本人およびご家族の所得等により自己負担が 2 割又は 3 割と判定された場合、自己負担は標記金額がその割合により増額されたお支払いとなります。

< 居住費（滞在費）・食費の負担軽減（負担限度額認定） >

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けられている方の場合は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費（滞在費）・食費の負担が軽減される場合があります。

なお、居住費と食事に係る費用について、介護保険負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

■ 介護保険給付対象外サービス

対象者		介護保険負担 限度額認定証	食費		居住費 多床室	おやつ代
世帯に課税の方がいるか、本人 が市町村民税課税		第4段階 基準費用額	1445円	1445円の 内訳	915円	100円
世帯 全員が	非課税かつ本人年金が120 万円超	第3段階 ②	1360円	朝食 395円	430円	
	非課税かつ本人年金が80万 円超120万円以下の方	第3段階 ①	650円	昼食 525円		
	市町村民税非課税かつ本人 年金収入等80万円以下の方	第2段階	390円			
	市町村民税非課税の老齢福 祉年金受給の方	第1段階	300円	夕食 525円	0円	
生活保護受給の方						

※ 1日1食でも食事を提供した場合、調理費用を含む関係上、1日分の食費をご負担いただきます。ただし、利用中に入院された場合等、1日を通して食事の提供がなかった日のご負担は必要ありません。尚、外泊等をご希望される際は、外泊予定日の前日17時までに申し出下さい。期日までに申し出がなかった場合は、外泊中の食事提供費をご負担いただく場合があります。

※ 契約者が入院期間中において、居室が契約者のために確保されている場合は、所定の居住費をご負担いただきます。（特定入所者介護サービス費対象者の補足給付は6日間のみで、7日目以降は基準費用額の全額となります）但し、事業者が居室を短期入所者等に利用した期間は、居住費をご負担いたしません。

以上、指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設
事業 者 名

特別養護老人ホームさくらの苑
社会福祉法人 諒 和 会
理事長 菊 地 徹

印

説明者職名

氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

身元引受人 住 所 _____
氏 名 _____ 印
代理人または成年後見人 (選任した場合)

住 所 _____
氏 名 _____ 印